

第34回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和4年9月9日
場 所 シビックコア 研修室2

委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	欠	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	欠
7番	横井 啓行	欠	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	欠
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開会時刻 午前 9時00分
閉会時刻 午前 9時50分

1 開会の辞 事務局長(種村明広)	ただいまから第34回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。
2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)	お集まりいただきましてありがとうございます。第34回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)	いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。 只今の出席委員は11名でございます。定足数に達しておりますので、第34回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1) 議長	それではお手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。 日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、こちらから指名させていただきます。 本日の議事録署名委員に、1番議席小川太一委員と、5番議席渡邊勉委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。
(日程第2) (日程第3) 議長	それでは、報告第74号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、報告第75号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して報告していただきます。

	<p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>日程第2 報告第74号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和4年9月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。</p> <p>今回の法人2団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p> <p>続きまして、日程第3 報告第75号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があつたので報告する。令和4年9月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることとなっています。</p> <p>今回の届出は1件1筆 284m²です。転用目的は宅地です。</p> <p>事前に着工をしておりましたので、工事を一旦中止し、始末書が提出されています。</p> <p>受理した届出書については議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p>
--	--

	議長	<p>報告第 74 号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。</p> <p>報告第 75 号は、員弁町の市街化区域の転用と使用貸借権の設定に関するものです。</p> <p>これら報告事項について質問等がありましたらお願ひします。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p>
(日程第4)	議長	<p>つづいて、議案第 203 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第4 議案第 203 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和 4 年 9 月 9 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお図りをします。</p> <p>今回の案件はすべて中間管理事業分で、2 件、4 筆、総面積 3,618 m² となっています。</p>
	議長	<p>本議案は公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の期間を決めた利用権の設定です。</p> <p>この集積計画につきまして質問等ありましたらお願ひします。</p> <p>特にないようですので、議案第 203 号「農用地利用集積計画の決定について」につきまして採決いたします。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

		<p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第5)	議長	<p>続きまして、議案第204号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第5 議案第204号</p> <p>農地法第3条の規定による所有権移転許可申請承認について</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があつたので議決を求める。令和4年9月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、2件、2筆、面積1,254m²です。</p> <p><31番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畠です。</p> <p>譲受人である員弁町北金井の[REDACTED]が北勢町麻生田の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、158m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><32番案件>の申請地は、北勢町治田外面地内の農用地の田です。</p> <p>譲受人である北勢町東村の[REDACTED]が四日市市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆1,096m²を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>以上2件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第204号を採決いたします。</p> <p>本議案について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>

議長	<p>続きまして、議案第 205 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第 6 議案第 205 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について (知事処分)</p> <p>次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和 4 年 9 月 9 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、2 件、2 筆、面積 1,342 m²です。</p> <p><4 番案件>は、大安町石榑南の畠です。農地区分は、石榑小学校及び石榑駐在所が 500m 以内にあるため 3 種農地です。現況は畠です。</p> <p>転用計画としては、大安町石榑南の [REDACTED] が、議案書に記載の 1 筆、330 m² と一体利用地として隣接 2 筆を合わせて 562 m² を、資材置場用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は、整地のみ行い、周囲はコンクリートブロックを設置し土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水はなく、雨水排水は自然浸透及び西側既設側溝へ排水します。</p> <p><5 番案件>は、大安町石榑東の畠です。農地区分は、2 種農地です。現況は畠と一部山林化しています。</p> <p>転用計画としては、大安町石榑東の [REDACTED] が、議案書に記載の 1 筆、1,012 m² を共有住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は、整地のみ行い、周囲はコンクリートブロックを設置し土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。</p> <p>以上、2 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、9 月 2 日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>

現地調査委員 議長 (日程第7) (日程第8)	<p>議案第205号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p> <p>ありがとうございました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第205号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続きまして、議案第206号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、及び議案第207号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第7 議案第206号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和4年9月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、6件、21筆、面積3,192.82m²です。 <29番案件>は、大安町石榑東地内の田です。農地区分は、2種農地です。現況は、田です。</p> <p>転用計画としては、鈴鹿市に住所を有する [REDACTED] が、大安町石榑東の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、541m²を、3棟の建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は周囲のコンクリートブロックにて、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水</p>
--	--

排水は既設の道路側溝へ放流します。

<30番案件>は、大安町丹生川上地内の畠です。農地区分は、第2種農地です。現況は畠です。

5条使用貸借の11番案件と関係しますので合わせてご説明いたします。

転用計画としては、譲受人兼使用貸人の大安町丹生川上の[REDACTED]が、四日市市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、436m²を、西隣の宅地と合わせて902.42m²を譲り受け、息子である、[REDACTED]が使用貸借にて借り、農家住宅と農業用倉庫用地として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみ行い、切土盛土は行いません。周囲に工作物を設置し、周辺農地へ土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

<31番案件>は、藤原町山口地内の畠です。農地区分は、2種農地です。現況は畠と雑種地です。

一部雑種地ですので、始末書が提出されています。

転用計画としては、藤原町山口の[REDACTED]が、藤原町山口の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、42m²を原野1筆182m²と合わせて224m²を、店舗用駐車場用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみ行い、切土盛土は行いません。

取水はありません。雨水排水は自然浸透です。道路乗入れ以外は周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂雨水の流出を防止します。

<32番案件>は、員弁町東一色地内の田です。農地区分は、大泉駅及び田中外科胃腸科が500m以内にあるため3種農地です。

転用計画としては、譲受人である東員町の[REDACTED]が、員弁町東一色の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、509m²を、2棟の建売分譲用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、約53cmの盛土を行い、周囲にコンクリートブロック擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の排水路及び道路側溝へ放流します。

<33番案件>は、員弁町松之木地内の現況が畠です。農地区分は2種農地です。

転用計画としては、譲受人である愛知県知多市の[REDACTED]が、員弁町松之木の[REDACTED]が所有する議案書に記載の6筆、1,064.87

m²を、雑種地 1 筆合わせて 1,163.87 m²を太陽光発電設備用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、整地のみ、取水はなく、雨水は自然浸透にて処理します。

<34 番案件>は、員弁町松之木地内の現況が畠です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、譲受人である愛知県知多市の [REDACTED] が、員弁町松之木の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 8 筆、599.95 m² を、雑種地 1 筆合わせて 932.95 m² を太陽光発電設備用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、整地のみ、取水はなく、雨水は自然浸透にて処理します。

続いて、日程第8 議案第207号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和4年9月9日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤 和雄

今回の申請は、2 件、4 筆、面積 916 m²です。

<11 番案件>は、大安町丹生川上地内の畠です。こちらの案件は、議案第206号5条所有権の 30 番案件で説明しているため、省略させていただきます。

<12 番案件>は、北勢町大辻新田地内の畠です。農地区分は、2 種農地です。現況は、すでに雑種地となっておりますので始末書が提出されております。

転用計画としては、北勢町麻生田の [REDACTED] が、北勢町北中津原の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 2 筆、480 m² を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行います。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

以上、5 条所有権移転 6 件、使用貸借 2 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

	議長	事務局の説明は終わりました。 この案件につきましても、9月2日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。
	現地調査委員	議案第206号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請について」6件及び議案第207号「農地法第5条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
	議長	ありがとうございました。 これらの議案について、何か質問はありますか。
		特に無いようですので、議案第206号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。
		全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。
		続いて、議案第207号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。
		全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。
(日程第9)	議長	続きまして、議案第208号「非農地証明願承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第9 議案第208号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和4年9月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は 6 件、14 筆、4,254 m²です。

<21 番案件>の申請地は、藤原町東禪寺地内の台帳地目、田畠の 2 筆です。

願出者は藤原町東禪寺の [REDACTED] で、昭和 55 年頃から宅地に転用し、現在に至っております。

<22 番案件>の申請地は、藤原町鼎地内の台帳地目、田です。

願出者は藤原町上之山田の [REDACTED] で、昭和 40 年頃から原野となり、現在に至っております。

<23 番案件>の申請地は、藤原町川合地内の台帳地目、畠です。

願出者は藤原町川合の [REDACTED] で、昭和 48 年から宅地として利用し、現在に至っております。

<24 番案件>の申請地は、北勢町北中津原地内の台帳地目、田です。

願出者は北勢町北中津原の [REDACTED] で、昭和 54 年から宅地に転用し、現在に至っております。

<25 番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の台帳地目、畠の 3 筆です。

願出者は北金井の [REDACTED] で、昭和 59 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。

<26 番案件>の申請地は、大安町石榑南地内の台帳地目、畠の 6 筆です。

願出者は大安町石榑南の [REDACTED] で、平成 8 年以前から宅地及び倉庫資材置場に転用し、現在に至っております。

以上 6 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

事務局の説明は終わりました。

非農地証明につきましては、無断転用後おおむね 20 年を経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。

何か質問はありますか。

特に無いようですので、議案第 208 号「非農地証明願い承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。

		<p>全委員挙手です。</p> <p>よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p>
(日程第 10)	議長	<p>続きまして、議案第 209 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第 10 議案第 209 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について</p> <p>次のとおり、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づき、農地利用最適化推進委員を委嘱したいので議決を求める。 令和 4 年 9 月 9 日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤 和雄</p> <p>農地利用最適化推進委員の推薦、応募を 5 月 13 日から 6 月 13 日まで行いました。結果は、推薦 19 人で応募はありませんでした。推薦については、各町振興部会からの推薦であり、農業に精通した方々であります。委嘱について、審議をお願いいたします。</p> <p>なお、農業委員の任命についてはいなべ市議会 9 月議会にて同意を求めます。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この件に関しまして何か質問はありますか。</p>
5 その他	議長	<p>特に無いようですので採決を行いたいと思いますが、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED] の 2 名は、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により議事に参与できませんので、お二人を除いて採決いたします。</p> <p>議案第 209 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づき委嘱することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、議案第 209 号は可決といたします。</p> <p>議事については、以上です。それではその他に入ります。</p> <p>委員さんから何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>

6 閉会の宣言 議長 【午前9時50分閉会】	次回は、9月30日（金）午前9時から現地調査、11番藤田一房委員と12番石原昭彦委員は出席をお願いします。 次回委員会は、10月7日（金）にシビックコア2階の研修室2で行います。よろしくお願ひします。 これをもちまして第34回農業委員会を終了します。
---------------------------	---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者